

第 3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

1 立地に関する事項

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性を配慮すること。
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食品の安全性及び環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとする。

売場施設

駐車施設

貯蔵・保管施設

輸送・搬送施設

衛生施設

情報・事務処理施設

管理施設

加工処理施設

福利厚生施設

関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項

別記1に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

4 施設の配置及び運営に関する事項

取扱量の見通しと輸送条件の変化に応じ搬入、搬出及び仕入れが効率的に行われるよう配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 取扱量の増大が見込まれる市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。
- (2) 輸送体系の変革、商品形態及び取引方法の変化、取扱品目の増加等に対応して能率的な物流が確保されること。
- (3) 生鮮食料品等の品質・安全性に対する消費者の関心に応えるため、衛生管理施設や低温卸売場、温度帯別冷蔵庫等の保冷施設の整備に留意すること。
- (4) 生鮮食料品等の物流の合理化を図る一環として、施設の配置の合理化を行うとともに、省力化機器の体系的利用を含む場内物流のシステムの開発導入を行うこと。